

2. 令和7年度の点検実施状況

点検実施状況の整理について

1) 路面下空洞調査

- 令和7年度の国管理道路における路面下空洞調査について整理
- 事例があれば、他の道路管理者による路面下空洞調査も対象とすること

2) 地下占用物の点検状況

- 電柱を新たに報告対象に追加したほか、昨年度に引き続き、令和7年度の主な地下占用物(電力、通信、ガス、水道、下水道)を対象に整理
- 次年度以降は、対象とする占用物の見直しや、共有する内容の充実化などを必要に応じて検討

3) その他

- 道路管理者と道路占用者の連携による道路地下空間マネジメントの実現にむけ、「全国統一型の占用関連システム」が4月より一部運用開始となり、今後、同システムにおいて道路占用者の点検結果等の情報も管理できるように検討しているほか、地下占用物の点検情報等をはじめ、路面下空洞調査の結果や道路陥没履歴などの情報をデジタル化した上で統合化する「道路空間情報プラットフォーム」の構築を検討

路面下空洞調査（国管理）の実施状況

和歌山県内における国管理道路の路面下空洞調査の実施状況

道路管理者	管理延長	令和7年度		
		調査延長	空洞確認箇所数※1	うち補修箇所数
国土交通省	369.2km	88.2km	0箇所	0箇所

※1 詳細調査（スコープ調査等）により空洞を確認した箇所

<概要>

調査等の手法等：電磁波（レーダ）による空洞調査
調査等の頻度：5年に1回（地下埋設物の状況などに
応じて頻度を短縮）

調査状況



主な地下占用物の点検状況（電力事業者）

和歌山県内における電力施設※1の点検実施状況※2

道路管理者	対象施設数		令和7年度					
	洞道	マンホール	洞道			マンホール		
			実施 区間	不具合 箇所	措置済 箇所	実施 箇所	不具合 箇所	措置済 箇所
全管理者	0区間	1,667箇所	0区間	0箇所	0箇所	160箇所	0箇所	0箇所

※1 （一社）送配電網協議会参画企業
※2 占用事業者から個々の道路管理者に対しては、より詳細な点検状況を共有

<概要>
調査等の手法等:施設内からの目視による調査
調査等の頻度:6年に1回(港湾部から3km未満)
9年に1回(内陸部)

点検状況



主な地下占用物の点検状況（通信事業者）

和歌山県内における通信施設※1の点検実施状況※2

道路管理者	対象施設数		令和7年度					
	洞道	マンホール	洞道			マンホール		
			実施延長	不具合箇所	措置済箇所	実施箇所	不具合箇所	措置済箇所
全管理者	0.2km	9,963箇所	0km	0箇所	0箇所	805箇所	0箇所	0箇所

※1 NTTグループ
※2 占用事業者から個々の道路管理者に対しては、より詳細な点検状況を共有

<概要>
調査等の手法等:施設内からの目視による調査
調査等の頻度:5年に1回(MHは10年に1回)

点検状況



360°カメラによる全方位撮影
(マンホール本体)2025.7.31

主な地下占用物の点検状況（ガス事業者）

和歌山県内におけるガス施設※1の点検実施状況※2

道路管理者	対象施設延長	令和7年度		
		実施延長	不具合箇所	措置済箇所
全管理者	1,041km	273km	3箇所	3箇所

※1 （一社）日本ガス協会参画企業
※2 占用事業者から個々の道路管理者に対しては、より詳細な点検状況を共有

＜概要＞
調査等の手法等：道路上からのガス検知器による調査
調査等の頻度：具体的な方法・頻度は「ガス工作物の技術上の基準を定める省令（漏えい検査）第五十一条）」による。



措置状況



市道(和歌山県和歌山市)

主な地下占用物の点検状況（水道事業者）

和歌山県内における水道施設※1の点検実施状況※2

道路管理者	対象施設延長	令和7年度		
		実施延長	不具合箇所	措置済箇所
全管理者	8,259.0km	5295.3km	404箇所	298箇所

※1 上水道と簡易水道
※2 占用事業者から個々の道路管理者に対しては、より詳細な点検状況を共有

＜概要＞
調査等の手法等：路上からの異常把握や空気弁等での音聴調査
調査等の頻度：水道法施行規則第17条の2により、適切な時期に点検を実施

点検状況



措置状況



主な地下占用物の点検状況（下水道事業者）

和歌山県内における下水道施設の点検実施状況※1

道路管理者	対象施設延長	令和7年度		
		実施延長	不具合延長	措置済延長
全管理者	2279.3km	199.1km	4.2km	0km

※1 占用事業者から個々の道路管理者に対しては、より詳細な点検状況を共有

<概要>

調査等の手法: 施設内からの目視や機材による調査
調査等の頻度: 下水道法施行令第5条の12第2号により、
適切な時期に点検を実施

点検状況



主な地下占用物の点検状況（電力事業者〔電柱〕）

和歌山県内における道路内の電力柱※1の点検実施状況※2

道路管理者	施設総数 (電柱本数)	令和7年度 電柱点検実施数	令和7年度の電柱不具合処置数		
			処置本数	令和7年度の 更新(建替)本数	今後の 更新(建替)本数
全管理者	81,295本	14,814本	2本	0本	2本

※1 （一社）送配電網協議会参画企業
※2 占用事業者から個々の道路管理者に対しては、より詳細な点検状況を共有

＜概要＞
調査等の手法：目視や機材による調査
調査等の頻度：5年に1回

点検状況



主な地下占用物の点検状況（通信事業者〔電柱〕）

和歌山県内における道路内の電信柱※1の点検実施状況※2

道路管理者	施設総数 （電柱本数）	令和7年度 電柱点検実施数	令和7年度の電柱不具合処置数		
			処置本数	令和7年度の 措置本数	今後の 措置本数
全管理者	27,158本	5,124本	2本	0本	2本

※1 NTTグループ
※2 占用事業者から個々の道路管理者に対しては、より詳細な点検状況を共有

<概要>
調査等の手法: 目視や機材による調査
調査等の頻度: 10年に1回

道路管理者と地下占有者における点検情報等の共有化について

点検結果の共有化

[道路管理者⇔地下占有者]



点検の効率化・空洞の早期発見・陥没の防止

[道路管理者・地下占有者が相互に対応]

[対応例①]

占有物の点検により管路の腐食や漏水を確認



空洞調査との比較



必要に応じて、占有物の点検や補修の前倒しなどを相互に調整

[対応例②]

空洞調査により空洞(経過観察レベル)を確認



占有物の点検結果との比較



必要に応じて占有物の点検や補修の前倒しなどを相互に調整

[対応例③]

要因不明の道路陥没の情報



空洞調査や占有物点検結果と比較



必要に応じて空洞調査、占有物の点検や補修の前倒しなどを相互に調整